

全国厚生労働関係部局長会議

《生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備について》

(生涯現役促進地域連携事業について)

- 働きたいと願う高齢者に活躍いただくため、特に、企業を退職し活動の中心を居住地に移した高齢者が地域で活躍できる環境の整備が必要。
- このため、平成28年度より地方公共団体を中心に協議会を設置し、地域ニーズを踏まえた高齢者の多様な雇用・就業機会の掘り起こし・提供を行う「生涯現役促進地域連携事業」を実施しており、先駆的なモデル地域としての取組の普及を図る。

(シルバー人材センターについて)

- シルバー人材センターにおける就業については、平成28年より都道府県知事が業種・職種及び地域を指定した場合に限り、派遣及び職業紹介の働き方において就業時間の要件緩和が可能となり、平成30年1月1日現在では134地域が指定を受けている。
- 更に、平成30年度予算案では、人手不足分野等で高齢者に就業機会を提供する「高齢者現役世代・雇用サポート事業」において、特に、就業時間が緩和された地域で、高齢者の就業促進を図った場合に補助額を増額する仕組みを創設し、更なる高齢者の就業促進を図る。

生涯現役促進地域連携事業の概要

平成30年度予定額 1,858,784 (1,323,585)千円

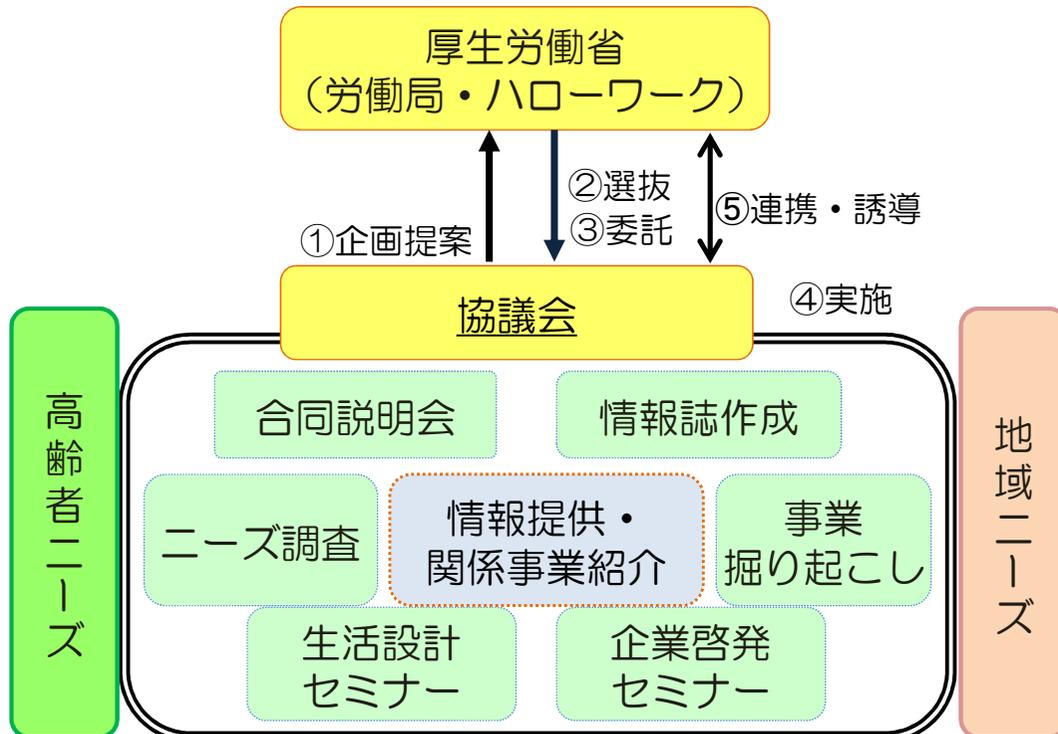
背景

- 少子高齢化が進展し、労働力不足が課題となっている中で、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指すことが重要。
- 特に、平成26年に団塊世代（約660万人）が65歳に到達し、多くの人々が企業を退職していると考えられ、地域社会におけるこれらの層の活躍の場を早期に整備することが必要。
- 平成30年度は、「働き方改革実行計画」及び「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、地域の実情に応じた高齢者の多様な就業機会を確保するための協議会の設置を促進し、当該事業の実施力所を拡充（29→49カ所）する。

事業内容

- 生涯現役促進地域連携事業
地方自治体が中心となって構成される「協議会」等からの提案に基づき、地域における高齢者の就労促進に資する事業を幅広く実施。

事業実施スキーム



支援メニュー例

- ① 高齢者に対する情報提供、関係機関、関連事業の紹介
- ② 高齢者に対する職業生活設計等に関するセミナー開催
- ③ 企業に対する生涯現役促進セミナー開催
- ④ 高齢者の雇用・就業に係る合同説明会の開催
- ⑤ 高齢者活躍のためのガイドブック・情報誌の作成・普及（相談機関一覧の掲載等）
- ⑥ 高齢者の雇用・就業に係るニーズ調査・分析
- ⑦ 高齢者向けの雇用・就業の場の創出

事業規模

- 1カ所あたり各年度3,000万円程度
- 事業実施力所数：49カ所（29）カ所

事業実施主体及び期間

- 実施主体：協議会（地方自治体を中心とした合議体）等
- 事業実施期間：最大3年度間

生涯現役促進地域連携事業実施地域一覧

29地域(13道府県、16市町)で事業を実施
 ※平成29年度

**実施地域
25道府県**

**未実施地域
22都県**

北海道



シルバー人材センターの業務の就業時間を拡大する特例措置（概要）

高年齢者雇用安定法を改正し、シルバー人材センターの業務の就業時間を拡大する特例を創設。
（平成28年4月1日より施行）

- シルバー人材センターの業務のうち、派遣、職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする。
 - 要件緩和などにより、民業圧迫などが起こることのないよう、以下の仕組みを設ける。
 - 要件緩和は、都道府県知事が、高年齢退職者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、厚生労働省が定める基準（*1）に適合すると認められる場合に、対象となる市町村ごとに業種・職種を指定することにより可能とすること。
 - 要件緩和を実施する業種などを指定するに当たっては、あらかじめ地域の関係者（*2）の意見を聴取するとともに、厚生労働大臣へ協議すること。
 - 要件緩和に係る指定が厚生労働省が定める基準に適合しなくなったときは、指定を取り消すこと。
- *1 ①要件緩和により、競合する事業者の利益を不当に害することがないと認められること、②要件緩和により、他の労働者の就業機会などに著しい影響を与えることがないと認められること。
- *2 ①市区町村長、②シルバー人材センター・シルバー人材センター連合、③指定しようとする業種・職種について派遣事業、職業紹介事業などを行う事業者を代表する者、④当該市町村の労働者を代表する者

シルバー人材センターの業務の就業時間を拡大する特例措置（活用状況）

平成28年4月1日から（*）

地域	業種	職種
秋田県仙北市、兵庫県養父市	全業種	全職種

* 国家戦略特別区域として特例措置を活用していた地域。高年齢者雇用安定法の施行時から、全業種、全職種で特例措置の活用を認める都道府県知事の指定がなされたものとみなされている。

平成28年10月1日から

地域	業種	職種
滋賀県全域(19地域)	各種商品小売業	生産関連事務の職業 商品販売の職業 製品製造・加工処理の職業

平成29年4月1日から

地域	業種	職種
神奈川県横浜市	各種商品小売業 その他小売業	商品販売の職業 製品製造・加工処理の職業
山梨県南アルプス市	業務用機械器具製造業	清掃の職業
山梨県北杜市	地方公務	その他の運搬・清掃・包装等の職業
山梨県笛吹市	学校教育	その他の運搬・清掃・包装等の職業
	持ち帰り・配達飲食サービス業	運搬の職業
	廃棄物処理業	その他の運搬・清掃、包装等の職業等

シルバー人材センターの業務の就業時間を拡大する特例措置（活用状況）

平成29年5月31日から

地域	業種	職種
高知県大豊町、本山町、土佐町	医療業 社会保険・社会福祉・介護事業 公務	自動車運転の職業

平成29年6月2日から

地域	業種	職種
石川県野々市市	学校教育	その他の運搬・清掃・包装等の職業

平成29年7月1日から

地域	業種	職種
愛媛県全域(20市町)	各種商品小売業	生産関連事務の職業 商品販売の職業 製品製造・加工処理の職業
愛媛県松山市、東温市、砥部町、松前町	社会保険・社会福祉・介護事業	介護サービスの職業
愛媛県新居浜市	金属製品製造業	包装の職業
愛媛県四国中央市	廃棄物処理業	清掃の職業

シルバー人材センターの業務の就業時間を拡大する特例措置（活用状況）

平成29年8月1日から

地域	業種	職種
徳島県全域(24市町村)	医療業	介護サービスの職業 保険医療サービスの職業 飲食物調理の職業 接客・給仕の職業 自動車運転の職業
	社会保険・社会福祉・介護事業	介護サービスの職業 飲食物調理の職業 接客・給仕の職業 自動車運転の職業

平成29年9月1日から

地域	業種	職種
鹿児島県全域(43市町村)	農業	農業の職業
	食料品製造業	製品製造・加工処理の職業
	飲料・たばこ・飼料製造業	製品製造・加工処理の職業
	各種商品小売業	生産関連事務の職業 商品販売の職業 製品製造・加工処理の職業

シルバー人材センターの業務の就業時間を拡大する特例措置（活用状況）

平成29年9月1日から

地域	業種	職種
鹿児島県全域(43市町村)	その他の小売業	生産関連事務の職業 商品販売の職業 製品製造・加工処理の職業
	医療業	介護サービスの職業 飲食物調理の職業 自動車運転の職業
	社会保険・社会福祉・介護事業	介護サービスの職業 飲食物調理の職業 自動車運転の職業

平成29年11月1日から

地域	業種	職種
奈良県五條市	農業	農業の職業 運搬の職業 包装の職業 その他の運搬・清掃・包装等の職業

シルバー人材センターの業務の就業時間を拡大する特例措置（活用状況）

平成29年12月1日から

地域	業種	職種
滋賀県全域(19地域)	各種商品小売業	その他の運搬・清掃・包装等の職業
	その他の小売業	商品販売の職業 その他の運搬・清掃・包装等の職業
	社会保険・社会福祉・介護事業	社会福祉の専門的職業 家庭生活支援サービスの職業 介護サービスの職業 その他のサービスの職業 自動車運転の職業

平成29年12月22日から

地域	業種	職種
福井県全域(17地域)	飲食料品卸売業 各種商品小売業 協同組合(他に分類されないもの)	商品販売の職業 製品製造・加工処理の職業 清掃の職業 その他の運搬・清掃・包装等の職業
	社会保険・社会福祉・介護事業 協同組合(他に分類されないもの)	自動車運転の職業

シルバー人材センターの業務の就業時間を拡大する特例措置（活用状況）

平成29年12月22日から

地域	業種	職種
福井県全域(17地域)	繊維工業 家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 電気機械器具製造業 その他の製造業 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	生産関連事務の職業 製品製造・加工処理の職業 機械組立の職業 運搬の職業 その他の運搬・清掃・包装等の職業

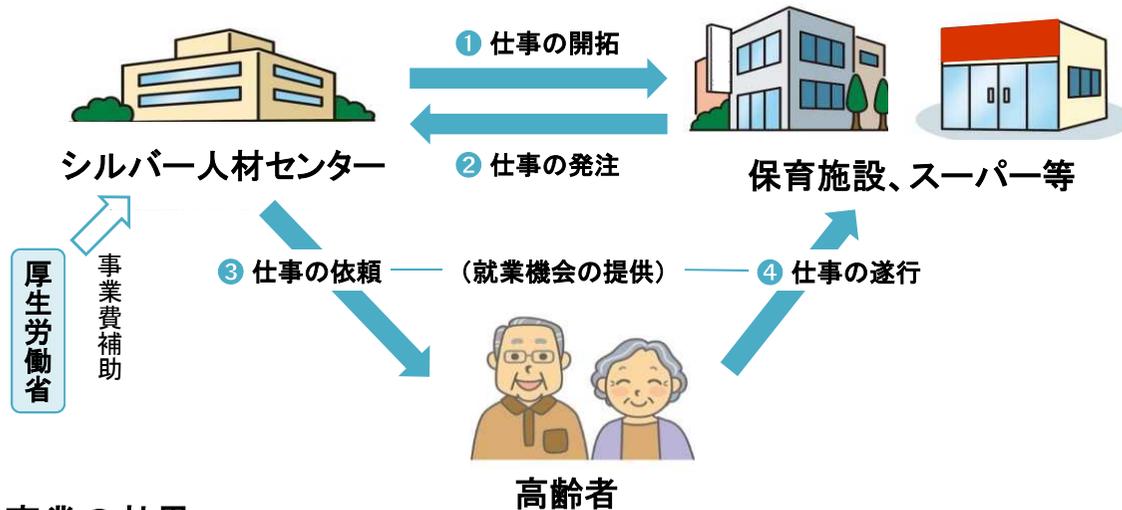
平成30年1月1日現在 134地域

高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

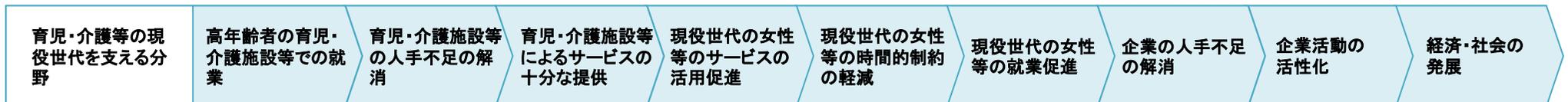
平成30年度予定額 6,187,586(5,469,320)千円 労働保険特別会計雇用勘定

- 労働力人口の減少が進行する中、サービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での高齢者の就業の推進は、企業活動や経済・社会の活性化のために重要。
- シルバー人材センターにおいても、シルバー人材センターを活用したいという企業は年々増加している一方で、平成28年度において約7割のシルバー人材センターが、何らかの理由により受注を断っており、「希望する会員がいなかった」「会員若しくは発注者と料金や日数の折り合いが付かなかった」というマッチングがうまくできなかったという理由が約7割を占めた。
- 平成30年度においては、今まで求人開拓を中心に実施してきた内容から事業を見直し、企業と会員とのマッチングに重点をおいて事業を実施する。

○ 事業のイメージ



○ 事業の効果



○ シルバー人材センターが開拓する仕事の例

(人手不足分野)

- ・ スーパーマーケットでの早朝の品出し、惣菜調理、清掃、開店準備等
- ・ 食品製造工場での加工作業等

(現役世代を支える分野)

- ・ 保育施設での朝晩の園児の受け入れ、補助者への引き渡し、保育補助等
- ・ デイサービス施設での利用者の送迎(ワゴンの運転)、食事の用意・補助、清掃等

○ 平成30年度における見直し内容

平成29年度までは、求人開拓に重点を置いてきたが、現状を踏まえ、会員拡大と企業とのマッチングに重点を置き、マッチング支援員を補助の対象とする。

また、特に、就業時間を緩和された地域について、高齢者の就業機会の促進を図るため補助額を増額。